

News Letter

ニュースレター

No. 39

2025.3.10

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jpURL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>

編集・発行：小山 隆

北の春日か、南の唐橋か

本学社会福祉学科教授 野村 裕美

昨年12月に、思いもよらず、近畿地域福祉学会のパネルディスカッションのコーディネーターを引き受けることとなった。「思いもよらず」というのには、わけがある。まずは自分自身にとって地域福祉というものはまだまだ学んでいる最中の学問領域であるから。第二に、住民自治と決まった大会テーマがわからなすぎて、苦手意識しか湧いてこなかったから。しかしながら、この機会に学んでみたいという意欲も湧いていたのは、代表幹事の藤井博志先生（関西学院大学）が、セルフヘルプに着目された地域福祉論をこれまで書いてこられていることによる。セルフヘルプは自助という訳語に置き換えることが多いが、カツラによれば mutual support という単語が用いられている。私が参加しているアルコール依存症者や家族らによる読書会では、「自助」という言葉のもつイメージが「相互の支え合い」という意味合いを見えにくくさせることなどが議論されていた。「自助」と「相互の支え合い」では、イメージが大きく異なる。そのような経験も動機づけとなり、お引き受けした。

苦手意識と少しの好奇心から準備に取りかかり始めたが、思い起こせば、院生であった30年前、井岡勉先生（本学名誉教授）の地域福祉研究の授業で輪読したのが、右田紀久恵先生の『自治型地域福祉の展開』（法律文化社）であった。ソーシャルワークを志望していた私にとってはついていくのが大変な授業であったが、課外で井岡先生に連れて行っていただいた上京区春日学区の住民懇談会は今でも記憶に鮮明に残っている。院生が参加する回は記録役を担当したが、目にすることや耳にすることの一つ一つが新鮮な営みであった。当時春日学区では、防災に関する議論がなされていた。その後、私はその本のことや、地域でのフィールドワーク経験をすっかり忘れていたが、30年の時を経て、井岡先生に蒔いていただいた種がようやく芽をだしたような、そんな不思議な感覚を今覚えている。

パネルディスカッションでは、南区唐橋学区と、そこで活動を展開するNPO法人 happiness さんを取り上げる一事例研究に取り組んだ。唐橋学区は、平安時代に建立された西寺があった地域である。唐橋学区の学区自治会連合会研究に取り組まれた鰐坂学先生（本学名誉教授）らが多数の研究を残されていることもわかり、社会学科の先生にお願いして鰐坂先生に連絡をとった。「居住二代目層をかなり含む下町情緒の残る勤労者の町」（鰐坂 1989：289）であり、「地域全体が遺跡の上にある町＝『元』学区」（鰐坂 1989：287）など先行研究のご助言や唐橋に着目されたご自身の研究動機も伺うことができなかった。最近覚えた対話的な自己エスノグラフィなどを使い、学区に何度も足を運び、歩き、唐橋自治会連合会会長や happiness の代表、区社会福祉協議会や区保健福祉センターの職員等と協同し、大会会場に彼らのナラティブを当日できるだけそのまま活写することに努めた。

唐橋の会長が、「よく、北の春日か、南の唐橋かと言われてきた」と語った。30年前、座布団を誰が並べ始めるのか。どのような発声で会が始まるのか。この白熱した話し合いは、いったい何時に終わるのか。正座をいつ崩したらよいのかなど、様々なことをその場で考え感じていた当時の「私」が、この言葉により身体感覚としても蘇ってきた。

※文献 岩崎信彦・鰐坂学他（1989）『増補版町内会の研究』（お茶の水書房）

1 科研・学会報告

- ① 埋橋 孝文（本学名誉教授、大阪公立大学客員教授）
「科研国際共同研究強化(B)「福祉サービスの質と政策評価」【中間報告 その1】」
- ② 廣野 俊輔（本学社会福祉学科准教授）「障害学会の事務局長を仰せつかって」

2 文献紹介

廣野 俊輔（本学社会福祉学科准教授）「工藤保則（2021）『46歳で父になった社会学者』 ミシマ社」

3 書評

- ① 評者：小野 セレスタ 摩耶（本学社会福祉学科准教授）
「畠山由佳子／福井充編著『パーマナンスをめざす子ども家庭支援 共通理念に基づくケースマネジメントそれぞれの役割』（岩崎学術出版社、2023年）」
- ② 評者：黄 慧娟（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）
「荒井浩道・後藤広史・長沼葉月・木村淳也・本多勇・木下大生著
『ソーシャルワーカーのミライ——混沌の中にそれでも希望の種を蒔く』（生活書院、2024年8月）」

4 関西社会福祉学会第58回若手研究者・院生情報交換会報告

孫 琳（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）「社会福祉学における事例研究法」

5 日本社会福祉学会第73回秋季大会開催について

小山 隆（本センター長、本学社会福祉学科教授）

1 科研・学会報告**1** 科研国際共同研究強化(B)
「福祉サービスの質と政策評価」【中間報告 その1】

本誌36号(2023年10月31日)で紹介した国際科研(B)「福祉サービスの質と政策評価」のプロジェクトはその後、現在までに、計22回の研究会を開き、おおむね順調に進行している。最終報告書の原稿提出を2025年12月に設定しているが、今回は研究会進捗状態についての1回目の中間報告をおこなう。マクロ、メゾ、ミクロを含むかなり大規模なプロジェクトゆえに、日本のメゾ領域の一部（サービスの質評価システム）とミクロ領域（サービスの質）に限定して報告する。

■ 論点1 日本の福祉サービス評価システムを他国と比較して

一福祉サービスの国際比較をいきなり行うことは難しい。というのもサービスの質および質の違いについての検討がその前に不可欠であるが、それが容易でな

埋橋 孝文（本学名誉教授、大阪公立大学客員教授）

いからである。ただし、各国でどのような体制で福祉サービスを評価しているかという「福祉サービスの質の評価システム」は比較可能である。

上のような国際比較研究の蓄積はそれほど多くはない。6か国の介護施設ケアの品質検査／監査の比較研究(Choiniere et al, 2015)によると、ケアの質に対する懸念は国際的な現象であるが、「フォーマルな法的規制を強調する抑止的アプローチ」と「ケアの質向上を支援するコンプライアンス重視アプローチ」が区別される。前者の標準化され強制力の強いアプローチは営利目的の施設が多いアメリカ、イギリスで見られ、後者はそうした営利目的の施設が少ないスウェーデン、ノルウェーで一般的である。前者の抑止的アプローチでは「罰金や資金の差し押さえ、臨時管理者の任命、ライセンスの取り消しや契約の解除、訴追」など制裁



的側面が強い。後者のコンプライアンス・アプローチの特徴は、前者と異なって抜き打ち検査などは行わず、また、検査／監査手続きの形式化や標準化の度合いは低く、自治体によってやり方に違いがある。

なお、「抑止的アプローチ」の国では、「人員配置の量や種類、人員配置の密度、職員の教育・訓練などの構造的要因」まで規制がおよんでいないため、品質に対する説明責任または責任の負担が、管理者から日常

のケアを担当している現場のスタッフにシフトされる傾向にある。

日本を対象に含んだ比較研究（Wiener, 2007）からいくつかの特徴を抜き出せば表1のとおりである。

今後は、ケアの品質保証システムの法的根拠、組織の特徴、評価指標、規制／制裁措置の種類と頻度、評価結果の公開制度に関する情報を集め、比較分析の精度を上げていく予定である。

表1 介護サービスの品質保証制度

	イギリス	オーストラリア	ドイツ	日本	アメリカ
ケアの質への懸念	高	低	中	低	高
ケアの品質保証のアプローチ	規制（強力で対立的）	協議と協力	契約の履行と協議	規制と職員の教育、資格制度	規制（強力で対立的）
品質保証責任（国もしくははその他）	国	施設については国、家庭や地域サービスについては州	疾病金庫が中心、ナーシングホームについては州が認可	全国的基準、都道府県が監査	ナーシングホームについては全国的基準
民間第三者評価機関の利用	無	無	有	有	有
準政府機関の利用	有	有	無	無	無
評価基準の詳細さ	中	低	様々	高	高

出所：Wiener (2007) Table 2. pp.5-6

■ 論点2 第三者評価システムの問題点と改善の方向

一日本では社会福祉基礎構造改革のもとでサービス供給における「公私ミックス」が導入された。その際に、サービスの質担保のための一つの制度（準市場規制制度）として2001年に導入された福祉サービス第三者評価制度は、そもそも、その本来の目的を達成しているかどうか。2つの目的（①サービスの質の向上と②利用者の選択に資する）に照らして「評価制度を評価する」ことが必要である。

第三者事業をめぐる政府、自治体などの公的関与は法的規定を含めてごく限定的であり、しかも税を財源とする公的資金がその事業にふり向けられているわけではない。受審率の低迷は、事業のあり方が現在大きな岐路に立っていることを示している。ちなみに第三者評価に携わっている全社協の報告書（全社協 2022）は危機感に満ちた論調となっている。

東京都の受審費用補助制度は評価できるが、しかし、単に公的資金を振り向け、被評価事業者に補助金を支給して受審率を上げればそれで済むという問題ではない。金銭的負担や時間的負担を軽減することも大事であるが、まず現場での福祉サービスの質の向上に評価事業がどれだけ役立つかが決定的に重要である。その

場合、それらのサービスが何をめざし、「良い（良質な）サービス」とは何かについて利用者や事業者・現場サービスの提供者の間である程度の共通理解がなければ、「質の向上」が見込めない。

その上で、事業所が受審しようとするモチベーションを高める工夫と仕掛けが必要である。私たちがインタビューした評価事業者の「対話型評価」や、京都府の「人材確保に役立つような認証制度の導入」などのインセンティブを付与する工夫の広がり期待される。

■ 論点3 福祉サービスの質—ドナベディアン・モデルについて

一福祉サービスの質の構成要素相互の関係はどうなっているか。ドナベディアンの「構造（ストラクチャー）」、「過程（プロセス）」、「成果（アウトカム）」相互の関係を多変量解析で明らかにする。それらの分析によって福祉サービスの質、とりわけ、アウトカムを引き上げるためにはどうすればいいかを検討する。

ドナベディアンは医療サービスの質を構造、過程、成果という3つの側面から考察したが、この考えは一定の留保のもとに、福祉サービスの分野でも適用可能である^{※1)}。

ドナベディアン「過程」についてはその意味するところのものを補足しておきたい。ドナベディアン自身は医療に関して「過程」を「診療過程」と呼び (Donabedian 1980=2007, p.84)、診断活動や治療を指している (pp.149-150)。筒井 (筒井 2001, p.55) によれば過程は「実際にはどのような行為が提供」されるかである。

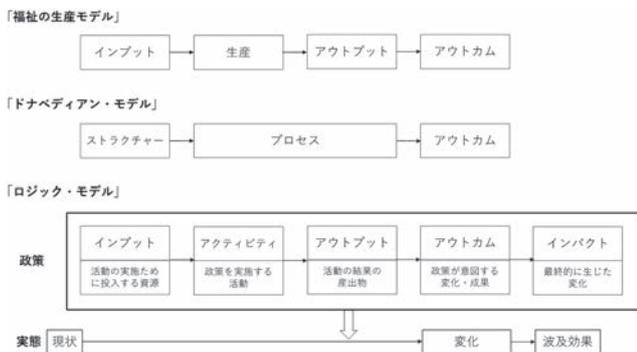
図1はドナベディアン・モデルと「福祉の生産モデル」およびプログラム評価におけるロジック・モデルとの異同を示している。ドナベディアン・モデルの「過程」は「福祉の生産モデル」でいえば「生産」と「アウトプット」に相当し、ロジック・モデルの「アクティビティ」と「アウトプット」に相当することを確認しておきたい。サービスの場合、モノの生産と異なって、活動 (生産やアクティビティ) とアウトプットは同時に出現するものであり、「過程」という表現はその2つを統合して包含している。

ドナベディアン自身は「医療の質を評価する手段としては、構造はやや大ざっぱな道具であり、総合的な傾向を示すことしかできない。構造とパフォーマンスの関係についての知見は不十分であるため、医療の質の指標としての構造の有用性は限られている」(前掲書 p.87) と述べている^{注2)}。

私たちは、特別養護老人ホームについての第三者評価情報をもとにして、構造、過程、成果の間に関係が見いだされるかを検討している (図2参照)。現在のところ、以下のような暫定的結論を得ている。

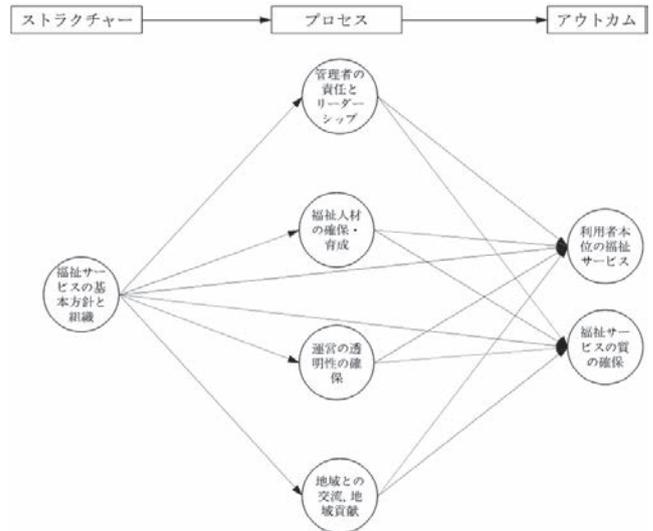
ストラクチャーがアウトカム2因子 (「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」) に及ぼす直接効果は有意な関連を示さず、プロセスの間接効果のみ統計学的に有意な関連を示している。ストラク

図1 3つのモデルの異同



出所: 「福祉の生産モデル」についてはミッチェル (1993, p.11)、ロジック・モデルについては田中 (2020, p.122)、ドナベディアン・モデルについては Donabedian (1980=2007, p.89)。

図2 研究モデル



チャーとプロセスとの関連性が有意であること、またストラクチャーとアウトカムの間でプロセスが完全媒介していることは、ドナベディアン・モデル (「ストラクチャー → プロセス → アウトカム」) が介護サービスの質評価において有効であることを示唆している。

今後は、研究対象を高齢者グループホームや児童養護施設などに広げていく予定である。

■ 論点4 サービスの質の指標について

一福祉サービスの質を考える際に、質はどのような指標で測られるべきかという問題が浮上するが、これがまた難問である。既存マイクロデータに限定すれば、構造、過程、成果それぞれの指標が十分備わっているのは残念ながら存在しない。とりわけ日本ではアウトカム指標の不備が指摘されている。こうした状況下でサービスの質研究を進展させるにはどうすればいいか。

たとえば先駆的業績である金谷 (2022) では厚労省「介護サービス情報公表システム」のグループホーム事業所の個票データに依拠し、成果指標として「利用者」と介護労働者の退出状況を用いているが、これは苦肉の策であるものの首貢しがたい。私たちの特別養護老人ホームの分析では第三者評価の共通評価45項目を用いている。そこでの「構造」指標は「福祉サービスの基本方針と組織」9項目としているが、そこには施設や居室などの物的環境や職員体制などの人的環境 (2つ合わせてハード面の「構造」) が含まれていない。さらに、グループホームの分析では「介護サービス情報公表システムの事業所情報」と「提供するサービスの質の自己評価 (サービスの成果に関する項目)」と



いう2つのデータを紐づけして用いているが、プロセス指標が少なく、また、アウトカムも利用者、家族、職員のだれから見たアウトカムなのかという問題が残されている。

したがって、サービスの質をめぐって構造、過程、成果のすべての項目を十分に備えたデータは存在しないといってよい。このことは、データの項目を自前で自由に設定できるオリジナルなアンケート調査を企画、実施することの重要性を浮き彫りにする。

ただし、その場合でもとりわけアウトカムの質問項目をどのように設定するかという難問が待ち受けている。ちなみに日本ではドイツ、韓国に比べて「明確に〈アウトカム〉指標と分類されるものが存在しない」、「『利用者満足』に関する評価指標は『利用者満足の向上に努めている』という〈プロセス〉評価になっている」（李玲珠・任貞美 2022、p.70）。

アウトカム指標をめぐっては、国際的にもさまざまな模索と挑戦がおこなわれているが、今回は残念ながら紙数が尽き、踏み込むことができない。近藤克則、白瀬由美香、筒井孝子、長澤紀美子、平岡公一、森川美絵各氏による先行研究、および、英語論文を渉猟して学びつつ議論を深めていきたい。また、福祉現場ではアウトカムがどのように捉えられているかを聞き取り調査を通して明らかにしていく予定である。

注1) ただし、筒井 (2001、p.161) が指摘するように、①サービス提供に終わりががないため相対比較を用いた成果の考えを適用できない、②治癒不能の判断後にサービスが提供されるために一般的な成果を超えた行為と捉えられてきた、③従来は家族によるインフォーマルな行為だった

ことから制度的な基準とは相容れがたい。

注2) ドナベディアンは、一方で、「構造が実際の質の成績に対して2次的な役割しかもって持っていないとしても、良いまたは悪い質をもたらす可能性、能力及び傾向を評価するのに根本的重要性を持っていると言える」とも指摘している (Donabedian 1980=2007、p.109)。これは、施設・賃金・労働時間などの物的・人的環境が劣悪な場合、悪い質のサービスに直結することを意味している。

参考文献

- 李玲珠・任貞美 (2022) 「介護福祉施設の評価指標—日本、韓国、ドイツ」、埋橋孝文編著『福祉政策研究入門—政策評価と指標』第1巻、明石書店
- 埋橋孝文 (2023) 「書評・金谷信子『介護サービスと市場原理—効率化・質と市民社会のジレンマ』2022年」『ニュースレター』No.35、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター
- 埋橋孝文 (2023) 「科研国際共同研究強化 (B) 「福祉サービスの質と政策評価」の紹介」、『ニュースレター』No.36、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター
- 埋橋孝文 (2024) 「特集の趣旨」『イントレコウク (国際経済労働研究)』1145号
- 全国社会福祉協議会 (2022) 「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」
- 田中弘美 (2020) 「政策評価の重要性—福祉とジェンダーをめぐって」埋橋孝文編著『どうする日本の福祉政策』第7章、ミネルヴァ書房
- 筒井孝子 (2001) 『介護サービス論—ケアの規準化と家族介護のゆくえ』有斐閣
- ミッチェル、D. (1993) 『福祉国家の国際比較研究—LIS10カ国の税・社会保障移転システム』、啓文社
- Choiniere, J. A. et al. (2015) “Mapping Nursing Home inspections & Audits in Six Countries”, *Aging International* 41
- Avedis Donabedian (1980=2007) 『医療の質の定義と評価方法』(iHope International)
- Wiener, J. M. (2007) “Assurance for Long-Term Care: The Experience of England, Australia, Germany and Japan”, *AARP*.

2 障害学会の事務局長を仰せつかって

一昨年9月から障害学会という学会の事務局長を仰せつかっている。まずは、どんな学会か紹介したい。障害学会は、学会規則第2条にある通り、「障害を社会・文化の視点から研究する障害学 (Disability Studies) の発展・普及と会員相互の研究上の連携・協力をはかることを目的」とした学会である。ここでいう障害学とは、障害の社会モデルをベースにして、障害に関す

廣野 俊輔 (本学社会福祉学科准教授)

る事象を解明する学問といってよい。すなわち、社会的障壁 (ディスアビリティ) がインペアメントのある人を暮らしにくくさせているという共通認識をもっている。ここでいうインペアメントとは身体もしくは精神上の障害を指し、ディスアビリティとはマジョリティ中心の社会がインペアメントのある人にもたらす不利益を指す。

会員数は約600人である。会長は自身も視覚障害者で社会学者の石川准さんである。多様な会員が在籍しており、研究者では社会学者、哲学者、社会福祉研究者など多様な学問的背景をもった人がいる。実践者もいれば障害をもっている当事者ももちろん在籍している。障害の社会モデルと障害者運動が密接に関係していることもあって、特に当事者の参加を大切にしている学会である。私は障害者運動の研究を始めた2005年から会員として活動している。

学会ではさまざまな事業を行っているが、大きいのは学会誌『障害学研究』の発行、年に1度の学会の大会の実施である。当事者の参加を重視する学会なので当然だが、合理的配慮も実施している。たとえば『障害学研究』においては、墨字が不便な人にはデータを送ることができる。以前はテキストデータとの引換券が学会誌についていたが、あらかじめ登録してもらえれば直接テキストデータを送れるように編集委員長が中心となって改めてくださった。また、論文とは別にエッセイというコーナーを設けることで、アカデミックスキルの訓練を受けていない方にも投稿していただけるようになってきている。

学会大会では、代表的な合理的配慮として手話通訳と字幕の合理的配慮を行っている。どちらかあればよいのではないかと思われる向きもあるかもしれないが、手話通訳の方が理解しやすい方と字幕の方が理解しやすい方がいるので両方とも必要なのである。近年の取り組みとしては、ポスター報告に回遊する手話通訳の方々を配置した。特に2023年の東京大学の大会では、コロナ禍以降、久しぶりに対面で集まった会員たちが旧交を温めていた。(2020年～2021年は完全オンラインの大会となり、2022年の同志社大学大会はハイブリッドの大会となった)。

近年感じている課題を3つ挙げたい。第1はオンラインと合理的配慮の両立である。コロナ禍は学会における ZOOM などのオンライン会議のシステムの活用を余儀なくさせた。その経験から対面とオンラインを併用して学会を実施する学会も増えてきていると思う。オンラインであればそもそも外出が制限されているような障害者の方にも参加できるようになるためそれ自体は素晴らしいことだ。ただし、特にオンラインの質を保とうとすると、業者の力を借りることになり、財政的な負担が発生する。オンラインの方を簡素化して、自分たちで ZOOM を設定しひたすら流れる状態にしておくといった手段もあり得るが、オンライン参加者

にも手話や字幕を保障しようとするればやはり業者の支援は必要にも思う。またオンラインでの学会開催については、会場候補となる大学の設備についても事前に調べておく必要がある。また設備が古いなどを理由に大会先候補から除外しないといけない場合も出てくる。

第2は、先の論点とも関係するが、合理的配慮と費用面の兼ね合いである。たとえば、手話通訳を例にとると、望ましい事業者は費用も高くつくといった具合である。また事業者の数が都市部に集中しているために地方の大学等で開催しようとするれば、交通費がさらに負担となる。学会の開催はさまざまな地域で実施した方がよいと思うが、先の設備の問題とも微妙に重なって、また物理的なバリアフリーの問題、交通手段の問題などが重なって、ここ2年は東京都での開催となっている。

第3に複数の合理的配慮のバランスや兼ね合いに関する問題である。たとえば、障害学会では以前は情報保障の観点から発表の読み上げ原稿の提出を求めていた。しかし、発表する側に視覚障害がある場合、読み原稿を間違いや淀みなく読み上げるのはかえって難しいといった状況だったようだ(会長の石川さんに伺った話)。合理的配慮の両立の難しさを理由に手を抜くことは許されないだろうが、特定の障害にだけ焦点を当てて合理的配慮を考えていくとひずみが出ることもあるようだ。

この点に関連して、2023年度の東京理科大学大会では、ろう者の発表者から発表前に出すアブストラクトが長すぎる。これを強制することは聴者中心主義ではないか、という提起を受けた。できるだけ話すことを文字にしていくことが情報保障だと考えていた私は自分の不明を恥じた。これはまだ実現していないし個人的な見解にすぎないが、たとえば手話の映像を提出してもらって、それを翻訳して墨字にしてアブストラクトにするといったことが将来的にはあり得るかもしれない。

まだ、仰せつかって2年もたっていないし、大変頼りない事務局長であるが、学び得たことがあるとすれば、結果としてどのような合理的配慮を提供するかももちろん大事だが、それについて対等な立場で話し合うプロセスだということだ。ある人にとってうまく合っていた合理的配慮がほかの誰かにフィットするとは限らない。気が遠くなることもあるが、粘り強く向き合っていきたいと思う。

2 文献紹介

工藤保則 (2021) 『46歳で父になった社会学者』 ミシマ社



廣野 俊輔 (本学社会福祉学科准教授)

今から20年以上前の2001年、私は同志社大学の1回生だった。当時の同志社大学は2回生までは京田辺キャンパスで語学や教養と必修科目の講義を受けることになっていた。私は当時、奈良県大和郡山市で暮らしていたので京田辺キャンパスが遠いわけでもなければ、気に入ってないわけでもなかった。しかし、受験生時代に何かにつけて見るのは今出川キャンパスの写真だったこともあって、今出川キャンパスの講義を取りたいと思い、6限や7限の今出川の講義を取っていた。京田辺キャンパスの講義を終えて移動して、奈良から京田辺より遠いキャンパスに行き講義を受けて、夜帰ってくる。若かったらしい。

今出川キャンパスの講義で強い印象に残っているのが工藤保則さんの「社会学概論」の講義だ。現在は龍谷大学に所属されているが、当時の所属は福井県の仁愛大学だった(大学グッズの消しゴムをもらったことがある)。講義開始前には必ず講義室にいて黒板一杯の板書を書く。欠席などに減点で挑むでなく、発言などの講義での貢献に加点する。暑中見舞いを送ることで加点され、ちゃんと返事もくれる。講義の中では自分のお話もされ、「年賀状がレンタルビデオ店からしか来なくてこのままじゃまずいと思った」というエピソードが印象に残っている。「ああ、これが大学の講義なのだ」と思っていた。

去年、龍谷大学で非常勤講師を担当したことをきっかけに再び連絡をすることができ、著書を送っていただいた。そのタイトルを見て本当に驚いた。『46歳で父になった社会学者』のタイトル。「数式だらけの計量調査の本だったら、とても自分には読めないかも・・・」と勝手に弱気になっていた私の予想は裏切られ、すんなりと手が伸びた。

本書は、45歳で結婚し、46歳から子育てをしている工藤さんのある面から見れば素朴で、ある面から見れば

緻密な生活の記録である。書かれているエピソードのひとつひとつはいくぶん若くして父親になった私にもとても共感できるものだった。全く主観的にはあるが、そのいくつかを紹介したい。

まず、子ども(じゅんくん)がお腹にいるとわかった際の周囲さんとパートナーの状況の落差を描写した文章である。

(子どもができたことに感謝する) 祖父との話を終えたあと、妻はボロボロと大粒の涙をこぼした。「不安ばかりで、赤ちゃんのこと、素直によるこんであげられなくて。こんなお母さんで、赤ちゃん、かわいそう」(17ページ)

全く同じ経験をしたわけではないが、どこかに思い当たるふしがある、そんな気持ちにさせられる。ここは胸に手を当てながら読みたくなるころだ。

次に、子どもに絵本を読みながらじゅんくんの成長をふりかえっているところである。

子どもにとってこの世界は、はじめて出会うものばかり、知らないことばかりである。くりかえし、見たり、聞いたりすることで、世界のかげらが子どもの中でつながっていく。古い絵本は、長年、その助けをしてきたのだ。(66-67ページ)

子どもと絵本を読むのはわたしも大好きだ。なぜかはよくわかっていなかったけれど、この文章を読んでその理由がぼんやりと分かった気がした。

最後に、工藤さんの祖父(じゅんくんからみれば曾祖父)の臨終の際に、じゅんくんが声をかけるところである。

「じーんたーん」じゅんが大きな声で呼びかけた。祖父の顔が和らぎ頬に涙がつた。 「じゅん君が来てくれたで。よかったな」父がそう言いながら、祖父の頭をなでた。(170ページ)

こここのところは泣きながら読んだ。曾祖父が亡くなるからだけではない。単に「亡くなる前にひ孫に合えたから感動」とか「やはり子どもはいいものだ」という感じとも違う。曾祖父、祖父、工藤さん、じゅんくんへと思いやる気持ちが連なっていくのがリアリティをもって感じられてなぜか嬉しくなる。

既定の字数はとっくに過ぎてしまっている。他にも紹介したい点がたくさんある。この本に関連したご本人のインタビュー記事もあるのでぜひご覧になって、また本を手にとっていただきたい。

関連ホームページ

「『46歳で父になった社会学者』工藤保則さんインタビュー (1)」
<https://www.mishimaga.com/books/46-father/003071.html>

「『46歳で父になった社会学者』工藤保則さんインタビュー (2)」
<https://www.mishimaga.com/books/46-father/003072.html>

3 書評

1 畠山由佳子／福井充 編著 『パーマネンシーをめざす子ども家庭支援 共通理念に基づくケースマネジメントそれぞれの役割』 (岩崎学術出版社、2023年)



評者 小野 セレスタ 摩耶 (本学社会福祉学科准教授)

本書は、編者2名を含めた合計8名で執筆されている。子ども家庭支援の実務者の「共通の指針となりうる理念がパーマネンシー (Permanency)」(1頁)であると、「行政・民間、実践・施策さまざまな立場で子ども家庭支援に携わる実務者に向けて、協働して目指す共通目標としてのパーマネンシーの価値・理念と、それを実現するケースマネジメントや各実務者の役割・支援方法をそれぞれの立場から提示」(1頁)することを意図している。

- 序章 実務の役割とパーマネンシー
- 第1章 パーマネンシープランニングとパーマネンシー
- 第2章 家庭維持を目的とした在宅支援の展開—地域で子どもも親もまるごと「家庭」として支援するために
- 第3章 親子分離後のパーマネンシー保障に向けた支援展開—児童相談所のケースマネジメン

トを中心に—

- 第4章 パーマネンシー保障をめざす里親・フォスターリング機関の役割
- 第5章 パーマネンシー保障をめざす母子生活支援施設の役割
- 第6章 パーマネンシー保障をめざす児童家庭支援センター・児童養護施設の役割
- 第7章 社会的養護のもとで育つ若者のパーマネンシーとライフチャンス
- 終章 パーマネンシーをめざす実践の展開に向けて

序章では、本書企画の意図やその背景、近年の子ども家庭福祉をめぐる法改正を前提に実務者に求められていること、本書のねらいと構成が記載されている。本書の構成を改めてみると、第1章では、パーマネンシープランニングとパーマネンシーの価値や理念を示し、それ以降はその価値・理念に基づき執筆がな



されている。第2章では家庭維持のための、第3章では親子分離後の支援展開について述べ、第4章から第6章では各論的にそれぞれの支援主体の役割について論を展開し、第7章は、第1章から第6章までを貫くべきものとして社会的養護のもとで育つ若者の視点を示している。各著者の熱い思いの詰まった1冊となっている。以下に第1章から第3章に焦点化して少し詳しく紹介する。紹介内容に濃淡があることをお許しいただきたい。

第1章では、「子どもの最善の利益」をめざした子ども家庭支援について、日本におけるパーマネンシー概念の変遷も含めつつ、アメリカでのパーマネンシーの歴史や法制度の発展を中心に多くの文献をもとに論が展開されている。最終的にパーマネンシーを「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる信頼できる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである」(38-39頁)と定義し、わが国においてもパーマネンシーを保障できるシステムづくりを行っていくべきであることを主張している。本章で注目したいのは、わが国においてはまだ十分に理解されていない「Reasonable Effort」の概念や意味を改めて検討し、「正当な努力」と訳すとともに「現時点の心理的つながりを持つ保護者と子どもの関係を重視し、家族に価値を置き、家族を維持するために児童福祉に関わる援助者として正当な努力を行うことであり、専門的援助活動のアカウンタビリティ(説明責任)を示す指標」(29頁)と定義づけている点である。アメリカでは裁判によって子どもの処遇が決定されるため、「客観的な立場の裁判官を納得させるだけの努力」(29頁)をしなくてはならないという概念が存在しているが、日本にもおいても親子分離などの重大な責任を伴う意思決定をする際には、参考にすべき概念であると述べている。パーマネンシー保障を前提とした子ども家庭支援を行う上で、「正当な努力」は重要な概念であると考えられる。先に紹介したパーマネンシーおよび「正当な努力」の定義をもとに本書全体が構成されているといえる。

第2章では家庭維持を目的とした在宅支援について

まとめられている。第1節では実務者の「正当な努力」を示すための在宅支援のあり方についてアメリカでの事例を紹介している。「正当な努力」は実務者側にのみ求められるものではなく、家族側にも当然求められることは重要な点であろう。第2節では、日本における在宅支援の現状と課題を言及している。その中で注目すべきは、福岡市で試行した在宅支援における地域版ケースマネジメント実践モデル、「これまでの児童相談所がしてきた児童虐待通告ケースに対する対応とは違う対応(alternative response model)の実践のための『支援型対応実践モデル Fukuoka city Alternative Response Model (FARM)』」(67頁)について、図解による概念図、アセスメントシート、評価シート等を明示しながら詳細に紹介している点である。在宅における子ども家庭支援では、ともすると問題が起きてから単発のサービスを提供することを繰り返しがちであるが、空間的・横断的マネジメントを意識した実践を行うことで継続的・連続的な目標に向かった支援が可能になると述べており、またその際家族を『支援の対象』としておくのではなく、生活の主体であり、主導権を持つパートナーとして関わることができること(77頁)が理想と述べている。第3節では、支援を求めない家族への目的志向のプランニングについて、保護者支援の法的根拠を明示しながら「保護者の立場も理解した支援」(81頁)の必要性を述べ、子ども家庭センターにおけるサポートプランの当事者への手交について、「要保護児童・要支援児童・特定妊婦の当事者にこそ支援目標や手立てを共有することが重要」「ニーズアセスメントからサポートプラン作成までの過程について当事者を尊重した丁寧な対応が望まれる」(85頁)と述べている点は重要な指摘である。サポートプラン作成においては、今後『保護者への支援』ではなく『保護者との共同責任に基づいた協働』(92頁)が求められるとも述べている。第4節では、地域全体で家族を丸ごと支え合う支援として、社会福祉法における重層的支援体制整備事業の活用を提案し、その実践事例を紹介し、第5節では法的枠組みを活かしたケースマネジメントについて、市町村指導委託と保護者指導勧告について紹介し、これらが「必ずしも家族との対立構造が続く要因とはならない。これらの枠組みの活用をきっかけに家族との接触や会話が増え、支援を受ける機会が増え、人を頼る習慣や意欲、行動変容につながる可能性もある」(119頁)と指摘している。

第3章では、親子分離後、つまり児童相談所におけ

るパーマネンシー保障に向けた支援について言及している。「正当な努力」の結果、親子分離を決定したのであれば、「そこからいかにして子どもが所属を感じられる人や場所とのつながりを維持し、回復し、又は新たに築き、それがずっと続いていくと感じられるパーマネンシーを早期に実現できるかが、ソーシャルワークの次なる使命である」(121頁)と述べ、児童相談所がその責任をどう果たしていけばいいのかという切り口で、第1節ではどの児童相談所ケースとして誰も思い当たらぬであろう事例を取り上げながら課題とパーマネンシー視点の重要性を指摘している。第2節では、現状を捉えた取り組むべきミッションの設定と体制づくりについて言及し、第3節ではプランニングと進行管理について、先に述べたような事例を取り上げて論を進めている。第4節ではプランニングに沿った支援の中での個別のケースに応じた多機関との協働について、第5節では実践の評価と改善についても言及し、第6節ではパーマネンシー保障の必要性を改めて指摘している。パーマネンシー保障を軸に、児童相談所が親子分離の判断をして以降の支援のプロセスについて順を追って丁寧に述べられており、実務者にとっては痛い指摘とともに目から鱗の実践が詰まっている節と言える。

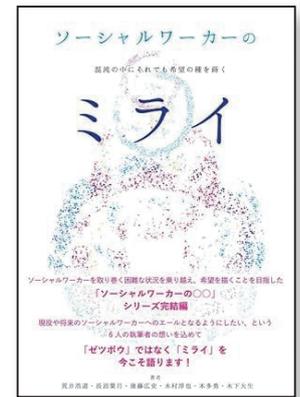
第4章では、アメリカの里親・フォスターリング機関の役割の紹介から日本の課題について、第5章では、パーマネンシー保障をめざす母子生活支援施設の役割において、ファミリーソーシャルワークの視点が不可欠であり、それらが「①子どもと母親を分離しない家族維持のための支援 ②子どもと母親との関係性に着眼した再構築支援 ③産前・産後における母親と子どものいのちを保障する支援 ④子どもの育ちにおける安心・安全の基地を提供する支援 ⑤アフターケアによる子どもと家庭への切れ目ない支援」(218頁)の5つに集約できるとし、実践の現状と課題を抑えたいうえで、この5つにそって事例を用いながら論を展開し、最後に母子生活支援施設が担うべき正当な努力について言及している。第6章では、児童養護施設が設置している児童家庭支援センターの強みを生かした実践例を紹介しながら、パーマネンシーの確保に向けた親族養育支援と自立支援の課題と展望について述べたのち、社会的養育の裾野をひろげる新たな仕組みや支援の試みを紹介している。第7章では、第1章から第6章を貫く形で重要視される社会的養護のもとで育った若者からの視点について、ライフチャンスとその保障に向

けた方策が述べている。終章では、改めてパーマネンシーをめざす実践の展開に必要な要素である子どもももっていたつながりを大切にできる実践のシステムの必要性と個別性に応えられる多様で身近な社会的養育実践について言及している。

ここまで述べてきたように、本書はパーマネンシー保障を可能にするために必要な考え方や実践、システムのあり方について「正当な努力」を切り口に論じている点に特徴がある。本書は2024年施行の改正児童福祉法以前に出版された本であるが、その内容は2022年に示された改正内容をもとに展開されている。したがって、今後は2024年改正児童福祉法施行後に展開された実践事例についても課題を含めて紹介するような続編を期待したい。

パーマネンシー概念が日本に取り入れられて30年以上たつが、「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)によってパーマネンシー概念の認知は大きく広がりを見せた。パーマネンシー保障をもとにした支援展開の必要性を指摘した新しいステージに入ったと言える。ただし、パーマネンシーはいわゆる里親や特別養子縁組を中心とした保障という誤解もまだ少なくない。その誤解を修正する意味でも本書は重要な1冊といえる。しかし一方では、本書の指摘するところの多くは、欧米のシステムの紹介を行い、それをわが国においても必要に応じて各自自治体や関連する機関による子ども家庭支援のシステムに取り入れ、変革を求める内容となっている。欧米のシステムや事例を参考にどう具体的に日本におけるシステム転換していくのか、その点は容易ではないと考える。また例えば、こども家庭センター設置についてもこれまでの制度や仕組みの延長上にあっては、本書の指摘するところの役割を果たすことは難しいであろう。しかし2004年改正児童福祉法以降20年積み重ねてきた市町村の子ども家庭相談体制のシステムを、パーマネンシー保障に基づいたケースマネジメントという視点で大きく転換するにはまだ時間がかかるように思われる。ほかにも例えば、ひとりの担当者が持つケース数の多さ、人員不足の問題、経験が積みあがりにくい人事システムなど、人材をめぐる問題一つとっても多くの課題がある。考え方・システム変革の必要性とともに、取り組むべき課題は多い。まずは実務者の一人ひとりがパーマネンシーの定義を理解し、「正当な努力」とは何かをこれまでの実践を振り返って捉えなおすところから始め、今ある体制の中で何ができるのかを工夫することが求められよう。

2 荒井浩道・後藤広史・長沼葉月・木村淳也・本多勇・木下大生 著
『ソーシャルワーカーのミライ
——混沌の中にそれでも希望の種を蒔く』
(生活書院、2024年8月)



評者 黄 慧娟 (本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程)

1. はじめに

日本に留学する前、中国の大学でソーシャルワークを専攻して学んでいた。当時(2008~2012年)、ソーシャルワークは中国の大学において学問として復活し始めてからまだ30年程度しか経過しておらず、そのため中国におけるソーシャルワークの展開に関する知見や経験の蓄積は十分ではなかった。大学での教育内容は、実践よりも理論やモデルの学習が主であった。

しかし、人間の行動や思考のあり方は、必ずしも理論やモデルの通りになるわけではない。特に、西洋とは異なる文化的特性を持つ中国において、どのようにソーシャルワークの支援を展開すべきかが問われるところである。しかしながら、この課題について大学で深く検討されることは少なく、多くのソーシャルワークの学生は大学3年次の実習で突然社会の現場に飛び込み、実際の人々の生活に触れる中で挫折や戸惑い、無力感を抱くことになる。その結果、早い段階でソーシャルワークの道を諦め、一般企業などへの就職を選ぶ学生も少なくない。

また、大学卒業後に現場で働くソーシャルワーカーにとっても、日々の業務に追われる中でスーパービジョンや先輩ソーシャルワーカーによる指導や相談の機会もほとんどない。そのような環境の中、自身の仕事の意義や価値、アイデンティティに疑問を抱き、自信を失い、最終的にバーンアウトしてしまうケースは少なくなく、3年以内に離職する例も多い。

一方、ソーシャルワークを同様に輸入した隣国である日本においても、理論と実践、または理想と現実の間にギャップが生じてきた。このような状況の中で、現場のソーシャルワーカーがどのようにソーシャルワークの技術を活用し、価値や理念を維持しながら役割を果たすべきかについて、絶えず議論が行われてきたと考えられる。このような議論は、中国のソーシャルワ

クの発展に対して重要な示唆を与えるものであると考え、この本を読んだ。

2. 本の構成と内容

本書は、6名の著者(後藤広史・荒井浩道・長沼葉月・木村淳也・本多勇・木下大生)がそれぞれ1章ずつ執筆を担当し、全6章で構成されている。

CHAPTER 1では、後藤が所属する大学の福祉学科の学生を対象に実施したアンケート調査およびその後のグループインタビューの結果を通じて、支援対象者が抱える課題が複雑化・多様化する中、多様なバックグラウンドを持つ人々が福祉領域に参入できる環境を整える必要性を強調している。一方で、福祉を専攻する学生が将来必ずしも福祉分野に就職するとは限らない場合でも、学んだ福祉の理念を活かして他分野で活躍できる人材を育成することが教員としての重要な目標であると論じている。この二つの示唆を基に、「誰もがソーシャルワーカーである社会」の構築が展望されている。

CHAPTER 2では、荒井がこれまで支援者に求められてきた「専門性」が、支援者の「個別性」を消し去り、結果として目の前のクライアントを傷つけることになることを指摘している。その上で、著者は自身の支援経験を例に挙げ、「専門性」を一旦脇に置き、「個」としてクライアントに向き合い、支援者自身の経験や属性を活かした「個別性」のある支援のあり方を提案している。

CHAPTER 3では、長沼が若い頃、メンタル不調の親やきょうだい、家庭の貧困という重い課題を抱え、相談窓口を訪れた際に振り回された経験を述べている。福祉サービスが制度に位置づけられている一方で、制度による制約や限界があることを指摘し、制度の改善を待つ間にソーシャルワーカーが「不確かさや未解決

を抱えたまま留まる力」を身につけ、クライアントとの関係性を構築しつつ、共に状況改善の方法を考え、「その場しのぎ」を支えることの重要性を論じている。

CHAPTER 4では、木村が援助場面での「うろたえ」のエピソードをいくつか挙げ、ソーシャルワーカーとして何もできない「無力さ」への苦悩を述べている。その中で、問題解決がすぐにできなくても、逃げずにクライアントと共に難題に向き合い、粘り強く「うろたえていく」ことの重要性を主張している。

CHAPTER 5では、本多がソーシャルワークの専門職や国家資格、業務内容、社会課題の背景、そして果たすべき機能について詳述している。それを踏まえた上で、ソーシャルワークの本質とは、他者の生活や生命への介入を通じて関係性を構築し、「幸せ」を共に目指す過程で少しずつ社会を変えていくことであると論じ、ソーシャルワークを学ぶ意義と面白さを明らかにしている。

CHAPTER 6では、木下が日本のソーシャルワーカーのアイデンティティ、国家資格、支援対象、専門性、そしてソーシャルワーカーとAIや社会体制との関係性を振り返っている。さらに、ソーシャルワーカー資格の統一や分野を超えた連携、高度な人間関係や感情理解を磨くことでAIに代替されない専門性を確立すること、ストレングス視点とソーシャルアクションの深化、新自由主義による自己責任論への対抗を主張している。

3. 中国のソーシャルワークの発展に特に示唆を与える点

中国のソーシャルワークの展開に関する研究を通じて、特に共感や参考を感じたのは、まずCHAPTER 2である。冒頭でも述べたように、中国のソーシャルワークは自国での知見の蓄積がまだ少ないため、理論やモデルをひたすら学ぶ傾向があり、実践とのギャップが広がっているのが現状である。確かに、ソーシャルワークの理念や価値という「専門性」を獲得することは重要であるが、中国人の生活のリアリティという「個別性」に目を向けることも同時に求められていると考える。

以前、中国の大学で実習説明会が行われた際、実習先の施設担当者がソーシャルワークの学生に次のように述べていた。「私たちの施設に実習に来たら、一度学校で学んだ理論や知識を忘れなさい。まず『社会』

をきちんと理解してください」。この言葉はまさに、欧米の文化や社会的状況を背景に作られた理論やモデルが、中国人への支援や中国社会の問題解決にはそのまま適用できないことを示しているのではないかと、改めて考えさせられた。つまり、ソーシャルワークの一般的な知識である「専門性」を身につけることと同じくらい重要なのは、中国社会に生きる目の前のクライアントやソーシャルワーカー自身自身を「具体的な人」として見る視点を持つことであり、これが今後中国において必要になるのではないかと考える。

次は、CHAPTER 3である。中国の現場で働くソーシャルワーカーも、彼らが行う支援を支える制度の少なさにより、自分がクライアントにできることが非常に制限されているという声を挙げている。ソーシャルワーカーとして重要な役割の一つは社会資源の繋ぎであると教えられているが、実際の支援の場面では関連する制度やサービスの欠如により、無力を感じているソーシャルワーカーが少なくない。社会構造の変革や制度、政策の構築・改善に関与することが難しい中国のソーシャルワーカーにとって、一体何ができるのかは長年の難題である。長沼の文章を通して、ソーシャルワーカーはたとえ即座にクライアントの問題を解決できなくても、彼らの生き方や悩みをしっかりと受け止め、これまでの努力を褒め、彼らと一緒に悩み、対話を重ねながら信頼関係を築く中で、共に解決方法を探すことの重要性を感じた。要するに、資源のつながりを考える際、ソーシャルワーカー自身もクライアントにとって重要な社会資源であることを忘れてはならない。なぜなら、「他者」であるソーシャルワーカーの受け入れの姿勢は、クライアントにとって社会との「つながり」そのものになるからであると考えられる。

4. おわりに

対人援助の学問であるソーシャルワークは、目の前の「人」をしっかりと見なければ、どれほど優れた理論があっても役に立たない。そのため、理論に劣らない実践の重要性を持ち、そこにソーシャルワークの魅力がある。そして、「人」の生き方は、時代の流れや住む地域の特性によって異なるため、ソーシャルワークに関わる人々は常に自分が属する社会のあり方や、周囲の人々の行動や考え方の変化を敏感に感じ取り、これまでの支援方法を見直し、反省的な実践家になることの重要性について、この本から多くの示唆を得た。

4 関西社会福祉学会第58回若手研究者・院生情報交換会報告

社会福祉学における事例研究法

孫 琳（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

2024年11月23日に、同志社大学新町キャンパスにて、関西社会福祉学会日本社会福祉学会関西地域ブロック第58回若手研究者・院生情報交換会が開催された。今回の情報交換会は、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターとの共催のもと、関西学院大学人間福祉学部社会起業学科の柴田学先生をお招きし、「社会福祉学と事例研究」をテーマとした講演が行われた。前半では、関西地域ブロック情報交換会担当委員である空閑浩人先生より開会のご挨拶をいただいた後、柴田先生による約2時間にわたる「事例研究」という研究方法についての講演が行われた。その後、休憩をはさみ、約1時間にわたり参加者からの質疑応答の時間が設けられた。最後に、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長である小山隆先生より閉会のご挨拶をいただき、情報交換会は幕を閉じた。以下では、当日の様子について報告する。

柴田先生は、社会的連帯経済やコミュニティワーク論などを専門に研究を進められており、今回の講演では、博士論文をもとに出版された著書『地域福祉実践としての経済活動：コミュニティワークの新たなアプローチ』の内容をもとにしたお話が展開された。講演の冒頭では、先生の自己紹介として、研究者としての出発点となった「福祉と経済って、線引きできるのかな？」という問題意識や、現在の研究テーマを選ばれた経緯についてご説明いただいた。また、博士前期課程時代に経験された挫折についても触れられ、フィールドワークを行う際に直面したジレンマや悩みについて率直に語られた。さらに、現場との距離感を保つためのスタンスとして、「フィールドにお邪魔しています」という姿勢を大切にされていることが示され、研究者として理論研究とフィールドワークによる事例研究の

間を行き来しながら研究に取り組んでいることが説明された。

今回の講演テーマである「事例研究」について、柴田先生が繰り返し強調されたのは、「理論があってこそその事例研究」という点である。その中で、事例研究とケーススタディとの相違点について触れられ、「事例の選び方」と「理論の重視」が特に重要であるとの説明があった。また、事例研究に用いられる手法は必ずしも質的なものに限らず、アンケートやインタビュー、参与観察の組み合わせも考えられると指摘された。さらに、事例研究の設計については、①これまでの研究に従い、同様の結果が得られるかを検証する「文字通りの追試」と、②理論的に対立する結果が予測される場合に、実際にどうなるのかを追試する「理論の追試」の2種類があることが説明された。以上の内容を踏まえ、柴田先生はご自身が進められた理論研究の内容について丁寧に説明された上で、実際に行った事例研究の具体的な内容を取り上げ、事例研究の設計から事例の選定、データの分析方法、結果の示し方などについて詳しくお話しされた。最後に、参加者からは、事例分析を行う際の記述の仕方や、理論が適用できない場合の軌道修正の方法、事例研究に関する書籍などについての質問があった。また、理論研究者が減少している現状への感想なども共有された。

今回の講演を通じて、事例研究という研究手法についてより深く理解することができた。また、私自身を含め、参加者の皆さまにとっても非常に有意義な時間となったと思う。最後に、柴田先生をはじめ、情報交換会の運営に携わった担当の先生方に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

5 日本社会福祉学会第73回秋季大会開催について

小山 隆（本センター長、本学社会福祉学科教授）

2025年10月4日・5日の両日にわたって日本社会福祉学会の全国大会を同志社大学で開催させていただくことになりました。

大会テーマは『現代社会福祉学の思想的基盤—理論と実践の根源を問う—』（仮題）とし、今出川キャンパスの寒梅館および良心館を主会場として行う予定です。

日本社会福祉学会の全国大会を、同志社大学で実施するのは、第42回大会（1994年）が『社会福祉における歴史性と地域性』というテーマで開催されて以来約30年ぶりとなります。当時同志社大学に赴任したての若手教員の僕は会計責任者となり、院生・学部生とともに現金の出納を担当しました。現金収入の参加費の約100万円を（預ける場所もなく）鞆に入れて、なくさないように必死になりながら自宅と往復したことを思い出します。

当時の教員で今も現役教員として在籍している者は小山だけですが、院生として手伝ってくれた仲間その後本学教員をしてきている人には空閑先生、木原先生、野村先生がいます。昔を懐かしがりながらも新しさも大切にしたい大会にしたいと思います。

2025年は新島襄によって同志社英学校が創立され150周年になります。同時に1931年文学部神学科内に

社会事業学専攻設置から95年、1950年大学院社会福祉学専攻設置から75周年に当たります。結果的にそのような年に第73回大会を開催させていただくことができることに、ご縁を感じています。

古い記録を見ていますと、全国大会を最初にお引き受けさせていただいたのは、第4回大会（1956年）で『ボーダー・ライン層について』という大会テーマであったようです。

昔話ついでに『社会福祉学』が最初の7号までは特集を組んでいましたので、それを追いますと、「社会福祉と諸科学」「ソーシャル・ケースワーク特集」「最低生活費論」「社会福祉における住民参加」「経済開発と社会福祉」「戦後20年の社会福祉研究」「地域格差と社会保障」となっています。言葉遣いなどは当然違いますが、その多くが現在にも通底するテーマであることに驚きを感じ、今後とも忘れてはならないものと感じます。

コロナからウクライナ、ガザといった重要な現代的テーマが山積ですが、それらの問題をバラバラなものとして切り離して考えるのではなく、現代的テーマと普遍的課題と繋ぎ合わせ検討していく作業を大切にしていきたいと思っています。

皆様のご参加を期待します。

本号で紹介した3冊の本

